

特別定額給付金

新型コロナウイルスを乗り越えるため、**国民全員を対象**に家計への支援を行なうことを目的に、国民**1人につき10万円**の給付を受けられる制度です。

制度の概要

対象者・受給権者

令和2年4月27日現在で、住民基本台帳に記録されている方全員が給付の対象となり、**受給権者は世帯主**です。(世帯主の口座に一括振り込み)

申請方法

以下の①、②のいずれかの方法で申請

No.	申請種別	受付期間
①	オンライン	5月1日～7月31日
②	申請書郵送	申請書到着から8月17日

※②の申請書は5月16日から順次発送します。**感染拡大防止および窓口での混雑を避けるため、同封の返信用封筒での郵送申請をお願いいたします。**



詐欺に注意

この給付金に関して、自治体が皆様に**ATMの操作や手数料の振込み等を依頼することはありません。**

問合せ先

特別定額給付金対策室(常陸大宮市役所 2階)
☎55-9300

傷病手当金 (国民健康保険・後期高齢者医療保険)

新型コロナウイルス感染症への感染等により療養し、働くことができない国民健康保険、または後期高齢者医療保険の被保険者に対し、傷病手当金を支給します。

制度の概要

対象者

給与収入のある国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または感染が疑われる方

支給要件

新型コロナウイルスに感染等の理由により労務に服することができず、収入が減少した場合

支給金額

労務に服していれば本来受給できた給与収入の**3分の2**にあたる額を傷病手当金として支給

対象期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日まで

申請開始日

6月以降の申請(予定)
※詳しくは常陸大宮市医療保険課までお問い合わせください。



問合せ先

国民健康保険に関すること

常陸大宮市役所 医療保険課国保 G
☎ 52-1111 内線 162

後期高齢者医療保険に関すること

常陸大宮市役所 医療保険課医療・年金 G
☎ 52-1111 内線 163